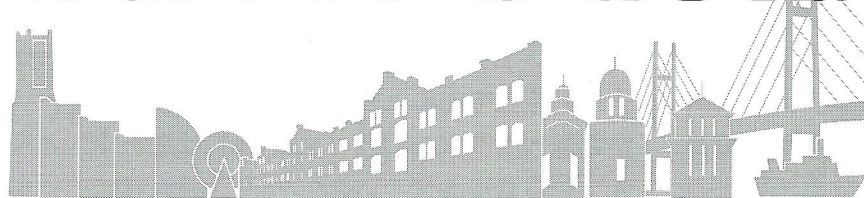


No. 626

平成 28 年 10 月 1 日

横浜中央支部報



発行人 東京地方税理士会
 横浜中央支部
 支部長 新井通夫
 編集人 広報部長 佐藤郁子
 禁無断転写転載
 印刷所 株式会社 税 経

【研修部研修会】 8月19日 / 於 税理士会館

『税理士業務のリスク対策』 顧客とトラブルにならないために、 顧客とトラブルになったときのために ～近時の税賠訴訟裁判例を中心にして～

講師 伊東克宏先生 (弁護士)



【はじめに】

平成28年8月19日午後4時より6時まで税理士会館8階会議室において、『税理士業務のリスク対策』「顧客とトラブルにならないために、顧客とトラブルになったときのために」～近時の税賠訴訟裁判例を中心にして～と題する研修が伊東克宏弁護士を講師に迎え開催されました。実は伊東弁護士は10年前（平成18年）にもまったく同じタイトルでの研修を行われたそうですので、前回もお聞きになった方が多数いらしたことと思います。

今回はここ10年での税賠訴訟裁判例も追加で御紹介いただき、より重要で充実した内容になっていたのではないのでしょうか。

簡単ではございますが研修内容の主な内容を紹介させていただきます。

【税賠事例の分類について】

◎税賠事例の租税の種類割合…消費税41.2%、所得税23.2%、法人税22.3%、他。

◎過失の態様…事実確認ミス型、適用・解釈ミス型、説明ミス型、届出・申告ミス型。

【税賠事件の特徴について】

税理士が訴えられる税賠訴訟と、弁護士・医師が訴えられる弁護過誤・医療過誤訴訟との相違点は？

① 受任した業務内容が広範

継続的取引であること、顧客との距離が近いこと、相談内容が経営全般に及ぶことなどが原因。本来の受任業務以外のことを無償で引き受けてミスをし、責任追及された事例が散見される。

② 過失(ミス)の内容がわかりやすい

AとBの選択肢の内いずれが正解であるのか、弁護士や医師の業務においては断言できないケースが多いが、税理士の業務についてはAを選択する場合とBを選択する場合に税額の差を明瞭に算出できること、また課税当局という解答者が存在することから事後検証がしやすい。

今月号の 主な記事

研修部研修会……………	1～5	支部活動の記録……………	10～11
研修企画こぼれ話……………	5	10月の予定 / 会員異動 ……	11～12
支部創設 60 周年記念大会 ……	6～10	西年生まれの会員大集合!! ……	12
(麻雀・ゴルフ・ボウリング・走ろう会)		高野さんの美味しいゴルフの話……………	12
制度部クイズ……………	8	研修会アンケートのお願い / 編集後記……………	13
執行部の活動報告……………	10	研修会等についてのアンケート……………	14

また、更正請求ビジネスにより、当初受任した税理士のミスが後日判明する可能性がある。

③ 損害額がわかりやすい

②と類似するが、ABの選択肢の内いずれかを選択した場合の損害額の計算が可能。

【税賠訴訟の法律構成について】

税賠訴訟においては、債務不履行責任又は不法行為責任について追及を受けることとなる。債務不履行のケースの法律構成のうち、故意・過失の立証責任は債務者(税理士)となっているため、常に善管注意義務違反ではないといえるだけの論拠が必要。

職員の過失については、使用者責任を所長税理士が負うことになるが、職員のうち勤務税理士(所属税理士)については勤務税理士の不法行為責任が認められた事例もある。

【税賠訴訟の争点について】

税理士の注意義務

「税理士は、税務に関する専門家として、納税義務者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図ることを使命とする専門職であり、納税義務者から税務代理業務等を委任されたときは、委任契約に基づく善管注意義務として、委任の趣旨に従い、専門家としての高度の注意をもって委任事務を処理する義務を負うと解される。」(東京地裁 H24.12.27 判決)

法律上委任契約は無償が原則であり、報酬を決めて初めて有償になるため、無償で引き受けたからといって、委任契約に基づく善管注意義務は軽減されない。

【所感】

伊東弁護士は、税賠訴訟を未然に防ぐために、税賠訴訟予防に対応した業務委任契約書の締結を推奨されております。伊東弁護士が作成された税理士向けの「業務委任契約書」のフォームは、開業されている税理士の方々にとって大変参考にな

るものと思われますので、今回の研修に参加されなかった場合でも、研修部へ御連絡の上、契約書フォームを含むレジュメ一式を入手されることをお勧めいたします。

また、契約書でリスク軽減することはもちろんですが、日ごろから種々の確認作業を行うことが大切になってくると思います。

消費税を例に挙げますと、近年は電子申告が進んでいるため、e-TAXのメッセージボックスから「申告のお知らせ」を出力すれば、課税事業者を選択しているのか、簡易課税制度を選択しているのか、といった情報をすぐに入手することができます。それにもかかわらず、その確認を怠り、20年前に提出された簡易の届出について、顧問先から報告を受けていないので知りようがなかったと弁明する税理士は、専門家としての善管注意義務を尽くしたとは言い難いでしょう。

新たに顧問契約を結んだ法人が、毎年の課税売上高が5,000万円を超えていて原則課税の申告書を提出している場合、年々課税売上が落ち込んで翌期以降5,000万を割る可能性があるならば、当然に原則と簡易の税額比較(設備投資の予定の確認など含めて)をすべきです。簡易の届出が過去に提出されていることを確認したならば、原則課税が有利だと判断した場合には簡易の不適用届出書を提出しなければならないのに、何ら届出を行わずに還付を受けられず納税することになってしまう、というケースが現実に想定されます。

職員に任せきりにしている事務所では当然に起こり得る事態であるため、この研修を機にその他のリスク対策と併せて事務所内のチェック体制や組織運営につき、今一度御考察ください。

最後に、伊東弁護士へ、大変有意義な研修となりましたことを改めて御礼申し上げます。

(研修部 土田 彩乃)

酉年生まれの会員大集合！！ 横浜中央支部恒例新春放談会開催

平成28年12月6日(火)にホテルプラム横浜にて大正10年、昭和8年、20年、32年、44年、56年生まれの酉年の会員を対象とした新春放談会

を開催いたします。12年に一回きりのこの機会に、是非とも振るってご参加ください。詳細については後日参加者にお知らせいたします。